

関係法令抜粋

- 1-1 「温室効果ガスの排出削減計画書」 } に係る条例・規則の抜粋 (項1~14)
1-2 「実施状況等報告書」 }

■徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例

(温室効果ガスの排出削減計画書の作成等)

第二十五条 事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者として規則で定めるもの(以下「特定事業者」という。)は、規則で定めるところにより、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出状況並びに排出の抑制に係る措置及び目標その他必要な事項を定めた計画書(以下「温室効果ガスの排出削減計画書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。

- 2 連鎖化事業(法第二十六条第二項に規定する連鎖化事業をいう。)を行う者については、その加盟者(当該連鎖化事業に加盟する者をいう。)が設置している当該連鎖化事業に係る県内の全ての事業所における事業活動を当該連鎖化事業を行う者の事業活動とみなして、前項の規定を適用する。
- 3 第一項の規定により温室効果ガスの排出削減計画書を提出した者は、当該温室効果ガスの排出削減計画書の内容を変更したときは、規則で定めるところにより、変更後の温室効果ガスの排出削減計画書を提出しなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 4 特定事業者以外の事業者(以下「中小排出事業者」という。)は、規則で定めるところにより、温室効果ガスの排出削減計画書を作成し、知事に提出することができる。
- 5 前項の規定により提出された温室効果ガスの排出削減計画書の内容の変更については、第三項の規定を準用する。

(実施状況等の報告書の作成等)

第二十六条 前条第一項の規定により温室効果ガスの排出削減計画書を提出した者は、毎年度、規則で定めるところにより、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出状況及び当該温室効果ガスの排出削減計画書に基づく措置の実施状況を記載した報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

- 2 前条第四項の規定により温室効果ガスの排出削減計画書を提出した中小排出事業者は、毎年度、規則で定めるところにより、前項に規定する報告書を作成し、知事に提出することができる。

(温室効果ガスの排出削減計画書等の公表)

第二十七条 知事は、第二十五条第一項の規定による温室効果ガスの排出削減計画書、同条第三項の規定による変更後の温室効果ガスの排出削減計画書又は前条第一項の規定による報告書の提出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

(事業活動に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する情報の公表)

第二十八条 特定事業者は、事業活動に係る地球環境の保全に関する活動及びその評価が適切に行われることが重要であることを理解するとともに、規則で定めるところにより、その事業活動に係る温室効果ガスの排出状況、温室効果ガスの排出の抑制等に関する取組の実施状況その他必要な情報を、自主的かつ積極的に公表するものとする。

- 2 第二十五条第四項の規定により温室効果ガスの排出削減計画書を提出した中小排出事業者は、前項の規定に準じて、同項に規定する情報を公表するよう努めるものとする。

(中小排出事業者に対する支援)

第二十九条 県は、中小排出事業者による温室効果ガスの排出の抑制等に関する取組を促進するため、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

(森林吸収源対策等の実施)

第三十条 特定事業者及び中小排出事業者は、温室効果ガスの排出削減計画書に定める温室効果ガスの排出の抑制に係る目標を達成する手段として、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制によるほか、森林の整備及び保全、再生可能エネルギーの利用その他の規則で定める方法によることができる。

■徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例施行規則

(特定事業者)

第七条 条例第二十五条第一項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 県内に設置している全ての工場又は事務所その他の事業場において前年度に使用した燃料(省エネルギー法第二条第二項に規定する燃料をいう。)の量並びに前年度に他人から供給された熱(同条第一項に規定する熱をいう。)及び電気(同項に規定する電気をいう。)の量をそれぞれエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和五十四年通商産業省令第七十四号)第四条の規定により原油の数量に換算した量を合算した量が千五百キログラム以上である者
- 二 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第二条第二項に規定する自動車運送事業を行う者であって、前年度の末日における輸送能力が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準以上であるもの
 - イ 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する被けん引車(自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。以下同じ。)以外の自動車(使用の本拠の位置を県内に登録しているものに限る。以下この号において同じ。)の数 百台
 - ロ 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業又は同条第二号に規定する特定旅客自動車運送事業の用に供する自動車(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第三条に規定する大型自動車又は中型自動車であるものに限

る。)の数及び道路運送法第三条第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車の数の合計数 百台

ハ 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の数及び同条第二号に規定する特定旅客自動車運送事業の用に供する自動車(道路運送法第三条に規定する準中型自動車又は普通自動車であるものに限る。)の数の合計数 百五十台

三 省エネルギー法施行令第八条に規定する自家用貨物自動車(使用の本拠の位置を県内に登録しているものに限る。)による貨物の輸送を行う者であって、前年度の末日において当該自家用貨物自動車(被けん引車、三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。)百台以上の輸送能力を有するもの

(温室効果ガスの排出削減計画書の作成等)

第八条 条例第二十五条第一項の規定による温室効果ガスの排出削減計画書の作成は、気候変動対策指針に基づき、温室効果ガスの排出削減計画書(様式第一号)により行うものとする。

2 条例第二十五条第一項の規定による温室効果ガスの排出削減計画書の提出は、当該温室効果ガスの排出削減計画書の計画期間(以下単に「計画期間」という。)の初年度の七月末日までに、提出書(様式第二号)に温室効果ガスの排出削減計画書並びに当該温室効果ガスの排出削減計画書に記載した基準年度(計画期間の初年度の前年度をいう。以下同じ。)及び目標年度(計画期間の最終年度をいう。以下同じ。)における温室効果ガスの排出量の内訳を記載した書類を添付して行うものとする。

3 前二項の規定は、条例第二十五条第四項の規定による温室効果ガスの排出削減計画書の作成及び提出について準用する。

(変更後の温室効果ガスの排出削減計画書の提出)

第九条 前条第二項の規定は、条例第二十五条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による変更後の温室効果ガスの排出削減計画書の提出について準用する。この場合において、前条第二項中「当該温室効果ガスの排出削減計画書の計画期間(以下単に「計画期間」という。)の初年度の七月末日までに」とあるのは、「変更後速やかに」と読み替えるものとする。

(軽微な変更)

第十条 条例第二十五条第三項ただし書(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定で定める軽微な変更は、事業活動の規模の変更に伴う温室効果ガスの排出量の変更であって、目標削減率(基準年度における温室効果ガスの排出量から目標年度における温室効果ガスの排出量を減じて得た数値を基準年度における温室効果ガスの排出量の数値で除して得た率をいう。以下同じ。)の増加又は減少が当該目標削減率に百分の十を乗じて得た数値を超えないものとする。

(実施状況等の報告書の作成等)

第十一条 条例第二十六条第一項の規定による報告書の作成は、気候変動対策指針に基づき、計画期間の各年度について、実施状況等報告書(様式第三号)により行うものとする。

2 条例第二十六条第一項の規定による報告書の提出は、報告に係る年度の翌年度の七月末日までに、提出書に実施状況等報告書並びに当該実施状況等報告書に記載した報告に係る年度及び目標年度における温室効果ガスの排出量の内訳を記載した書類を添付して行うものとする。

3 前二項の規定は、条例第二十六条第二項の規定による同条第一項に規定する報告書の作成及び提出について準用する。

(温室効果ガスの排出削減計画書等の公表)

第十二条 条例第二十七条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 徳島県民環境部環境首都課において閲覧に供する方法
- 二 インターネットを利用して閲覧に供する方法

(事業活動に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する情報の公表)

第十三条 条例第二十八条第一項の規定による公表は、環境報告書(環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(平成十六年法律第七十七号)第二条第四項に規定する環境報告書をいう。)の配布、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(森林吸収源対策等)

第十四条 条例第三十条の規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 森林の整備及び保全(知事が適当と認めた制度において、二酸化炭素の吸収量に関する認定等を受けたものに限る。)
- 二 J-クレジット制度(温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第五号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量を定める件(平成二十二年^{経済産業省}告示第三号)第四号に規定するJ-クレジット制度をいう。)により創出されたクレジットの購入
- 三 グリーン電力証書又はグリーン熱証書(一般財団法人日本エネルギー経済研究所がグリーンエネルギー認証センターの認証に基づき発行されたものに限る。)の購入
- 四 他の者に対する再生可能エネルギー(電力及び熱に限る。)の供給
- 五 前各号に掲げるもののほか、気候変動対策指針で定める方法

様式第1号（第8条、第9条関係）

(表)

温室効果ガスの排出削減計画書		区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更
事業者の区分	<input type="checkbox"/> 特定事業者（原油換算エネルギー使用量が1,500キロリットル以上の者） <input type="checkbox"/> 特定事業者（自動車運送事業を行う者） <input type="checkbox"/> 特定事業者（自家用貨物自動車による貨物の輸送を行う者） <input type="checkbox"/> 中小排出事業者（特定事業者以外の事業者）		
氏名又は名称			
住所又は主たる事務所の所在地			
主たる業種			
計画期間	年度～ 年度		
基本方針			
推進体制			
	環境マネジメントシステムの規格	適用範囲	取得年月日
事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制に係る措置	()年度 ()年度 ()年度 ()年度 ・()年度		
事業活動に伴う温室効果ガスの排出状況	基準年度排出量 ①	t-CO ₂	
事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制に係る目標	目標年度排出量 ②	t-CO ₂	
	目標削減率	<input type="checkbox"/> 排出量ベース	%
		<input type="checkbox"/> 原単位ベース	%
	原単位に用いた指標及び設定方法		
目標設定の考え方			

(裏)

区分	目標年度		吸収量又は削減量
	取組量等		
森林吸収対策等による温室効果ガスの吸収量及び削減量	森林の整備及び保全	整備面積 ha	t
	J-クレジットの購入	購入量	t
	グリーン電力証書の購入	購入量 kwh	t
	グリーン熱証書の購入	購入量 GJ	t
	再生可能エネルギーの供給	売電量 kwh	t
	その他	() 熱供給量 GJ	t
	吸収量及び削減量の合計 ③		
差引排出量	目標年度差引排出量 (②-③) ④		t-CO ₂
	削減率 ((①-④)/①)		%
地域における温室効果ガスの削減への貢献に関する事項			
その他温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項			
特記事項			

備考
 1 「区分」欄、「事業者の区分」欄及び「目標削減率」欄は、いずれか該当する□にレ印を記入すること。
 2 「主たる業種」欄には、日本標準産業分類の細分類に従って事業名を記載し、2以上の業種に属する事業を行う事業者にあつては、そのうちの主たる事業を記載すること。
 3 「環境マネジメントシステムの規格の名称」欄は、環境マネジメントシステムの規格の認証を受けている場合等に記載すること。
 4 「基準年度」とは計画期間の初年度の前年度をいい、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいう。

様式第2号 (第8条, 第9条, 第11条関係)

提出書

年 月 日

徳島県知事 殿

提出者 住 所
氏 名

④
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例第25条第1項(第4項)、同条第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)又は第26条第1項(第2項)の規定により、次の書類を提出します。

提出書類	<input type="checkbox"/> 温室効果ガスの排出削減計画書		計画期間 年度～ 年度
	<input type="checkbox"/> 実施状況等報告書		報告対象年度 年度
連絡先	担当部署	名 称	〒
		所 在 地	
	担 当 者 名		
	電 話 番 号		
	ファクシミリ番号		
	電子メールアドレス		
提出書類の内容の公表に関する同意		<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない	

備考

- 1 提出者の氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 2 「提出書類」欄は、該当する□にレ印を記入すること。
- 3 「報告対象年度」とは、この報告書を提出する年度の前年度をいう。
- 4 中小排出事業者にあつては、「提出書類の内容の公表に関する同意」欄は、該当する□にレ印を記入すること。

様式第3号 (第11条関係)

(表)

実施状況等報告書		報告対象年度	年度		
事業者の区分	<input type="checkbox"/> 特定事業者(原油換算エネルギー使用量が1,500キロリットル以上の者) <input type="checkbox"/> 特定事業者(自動車運送事業を行う者) <input type="checkbox"/> 特定事業者(自家用貨物自動車による貨物の輸送を行う者) <input type="checkbox"/> 中小排出事業者(特定事業者以外の事業者)				
氏名又は名称					
住所又は主たる事業所の所在地					
主たる業種					
計画期間	年度～ 年度				
温室効果ガスの排出削減計画書に基づく措置の実施状況					
事業活動に伴う温室効果ガスの排出状況及び削減目標の達成状況	区 分	報告対象年度	目標年度		
	排 出 量 ①	t-CO ₂	t-CO ₂		
	削 減 率	<input type="checkbox"/> 排出量ベース	%	%	
		<input type="checkbox"/> 原単位ベース	%	%	
	原単位に用いた指標及び設定方法				
森林吸収源対策等による温室効果ガスの吸収量及び削減量	区 分	報告対象年度(実績)		目標年度(計画)	
		取組量等	吸収量又は削減量	取組量等	吸収量又は削減量
	森林の整備及び保全	整備面積 ha	t	整備面積 ha	t
	J-クレジットの購入	購入量	t	購入量	t
	グリーン電力証書の購入	購入量 kwh	t	購入量 kwh	t
	グリーン熱証書の購入	購入量 GJ	t	購入量 GJ	t
	再生可能エネルギーの供給	発電量 kwh	t	発電量 kwh	t
		熱供給量 GJ	t	熱供給量 GJ	t
	そ の 他 ()		t	()	t
	吸収量及び削減量の合計 ②		t		t

(裏)

差 引 排 出 量	基準年度排出量 ③	t-CO ₂
	報告対象年度差引排出量 (①-②) ④	t-CO ₂
	削減率 (③-④) / ③	%
排出実績 に対する 自己評価		
地域における 温室効果 ガスの削減 への貢献 に関する 事項		
その他温室 効果ガスの 排出の抑制 等に関する 事項		
特記事項		

備考

- 「事業者の区分」欄及び「削減率」欄は、いずれか該当する□にレ印を記入すること。
- 「主たる業種」欄には、日本標準産業分類の細分類に従って事業名を記載し、2以上の業種に属する事業を行う事業者にあつては、そのうちの主たる事業を記載すること。
- 「報告対象年度」とはこの報告書を提出する年度の前年度をいい、「基準年度」とは計画期間の初年度の前年度をいい、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいう。

<参考>

温室効果ガス排出量内訳書

氏名又は名称						
工場等の名称						
工場等の住所又は所在地						
工場等の 主たる用途						
提出書類の区分		記載年度	記載年度の区分			
<input type="checkbox"/> 地球温暖化対策計画書 <input type="checkbox"/> 実施状況等報告書		年度 (年度 ~ 年度)	<input type="checkbox"/> 基準年度 (実績) <input type="checkbox"/> 目標年度 (計画) <input type="checkbox"/> 報告年度 (実績)			
温室効果ガス排出量						
A 二酸化炭素の 排出区分	エネルギー種別	単位	実数値	原油換算数量 (キロリットル)	二酸化炭素換算 数量 (トン)	
	揮発油(ガソリン)	キロリットル				
	灯油	キロリットル				
	軽油	キロリットル				
	Δ重油	キロリットル				
	液化石油ガス(LPG)	()				
	液化天然ガス(LNG)	()				
	都市ガス(CNGを含む。)	千立方メートル				
	産業用蒸気	ギガジュール				
	産業用蒸気以外の蒸気、温水、冷水	ギガジュール				
	電気	電気事業者	昼間買電	千キロワット時		
			夜間買電	千キロワット時		
		その他	()	千キロワット時		
		上記以外のエネルギー	()	()		
	計 ①	-	-	0	0	
他人 への 供給	売電	千キロワット時				
	()	()				
計 ②	-	-	0	0		
合計 ③ (①-②)	-	-	0	0		
B その他 のガス 排出区分	温室効果ガスの種別	単位	実数値	二酸化炭素換算数量 (トン)		
	二酸化炭素(CO ₂)	トン				
	メタン(CH ₄)	トン				
	一酸化二窒素(N ₂ O)	トン				
	パーフルオロカーボン(PFCs)	トン				
	ハイドロフルオロカーボン(HFCs)	トン				
	六ふっ化硫黄(SF ₆)	トン				
三ふっ化窒素(NF ₃)	トン					
計 ④	-	-				
該当する排出源の名称						
合計 ⑤+④	⑤は二酸化炭素換算数量に限る				0	

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。

- 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度を、「報告年度」とは計画期間のうち、今回報告の対象となる年度をいいます。
- 産業用蒸気とは、熱供給事業者以外から供給を受ける蒸気をいいます。
- 電気事業者からの買電で、昼夜別契約をしていない場合は、全量昼間買電として計算してください。
- 自家発電は、「電気」の「その他」に実数値のみを記入してください。
- 燃料、蒸気、温水、冷水、電気を販売している場合は、「他人への供給」に実数値及び換算数量を記入してください。
- 「B その他」のガス排出区分の二酸化炭素は、別添第1の「2 非エネルギー起源」などを参考に二酸化炭素換算数量を計算してください。
- 第一種エネルギー管理指定工場等又は第二種エネルギー管理指定工場等を設置している場合は、事業者の内訳書のみ、当該工場等毎の内訳書を添付してください。当該工場等毎の内訳書については、「工場等の名称」、「工場等の住所又は所在地」及び「工場等の主たる用途」を記入してください。

<参考> 温室効果ガスの排出抑制等のための重点対策チェックリスト(報告書用)

	(平成)年度				該当なし
	実施・導入状況				
	運用可能箇所・設備で全て実施・導入	部分的には実施・導入	実施・導入していない	対策は実施・導入できない	
温室効果ガス排出抑制措置					
事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制措置					
(1)運用による措置					
(1)一般管理					
ア 推進体制の整備					
イ エネルギーの使用に関するデータ管理					
ウ 運転管理					
エ 保守及び点検					
(2)ボイラー・工業炉・空調・照明等設備の運用改善					
ア 燃料の燃焼の合理化(燃焼設備)					
イ 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化(熱利用設備)					
ウ 排熱の回収利用(排熱回収設備)					
エ 熱の動力等への変換の合理化					
オ 放射、伝熱、抵抗等によるエネルギーの損失の防止(熱利用設備並びに受変電設備及び配電設備)					
カ 電気の動力、熱等への変換の合理化(電気使用設備)					
キ エネルギー管理システム(EMS)等の採用					
(2)設備導入等による措置					
(1)ボイラー・工業炉・空調・照明等設備への省エネ技術の導入(設備改善を含む)					
ア 燃焼設備					
イ 熱利用設備					
ウ 排熱回収設備					
エ 発電専用設備、コージェネレーション設備					
オ 電気使用設備					
カ 空調和設備					
キ 給湯設備、換気設備、昇降設備等					
ク 照明設備					
(2)その他の排出抑制措置					
ア 再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの活用					
イ 余剰蒸気の活用等					
ウ エネルギー使用合理化に関するサービス提供者の活用					
(3)自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出を抑制するための措置					
ア 推進体制の整備及び日常的な管理					
イ 低燃費車の導入					
ウ エコドライブの推進					
(4)その他の措置					
ア 環境物品等の選択					
イ 廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用その他資源の有効利用					
事業活動に伴い自動車等を有する者が当該自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出を抑制するための措置					
(1)一般管理					
ア 推進体制の整備					
イ エネルギー使用に関するデータ管理					
ウ 自動車の使用管理					
エ 自動車の適正な使用管理					
(2)自動車輸送の運用改善					
ア 低燃費車の導入等					
イ エコドライブの推進					
(3)トラックにおける措置					
ア 効率的な輸送経路による運行					
イ 輸送回数の縮減					
ウ 輸送能力の効果的な活用					

	(平成)年度				該当なし
	実施・導入状況				
	運用可能箇所・設備で全て実施・導入	部分的には実施・導入	実施・導入していない	対策は実施・導入できない	
温室効果ガス排出抑制措置					
(4)バスにおける措置					
ア 輸送能力の効果的な活用					
(5)タクシーにおける措置					
ア 効率的な走行ルートを選択					
イ 回送距離や空車走行の縮減					

※運用可能箇所・設備で全て実施・導入……全ての箇所や設備で実施・導入済み
 部分的には実施・導入……一部の箇所や設備で実施・導入済み
 実施・導入していない……実施・導入できる状態だが、実施・導入していない
 実施・導入できない……費用や設備等の理由により実施・導入できていない
 該当なし……実施・導入できる箇所や設備がない

<参考> 温室効果ガスの排出抑制等のための重点対策チェックリスト(計画書用)

	(平成)年度			実施予定時期
	実施・導入状況			
	実施・導入可能な箇所・設備で全て	部分的には実施・導入	対策は実施・導入できない	
温室効果ガス排出抑制措置				実施予定なし (平成)年度 (平成)年度 (平成)年度
業務活動に伴う温室効果ガスの排出抑制措置				
(1) 運用による措置				
(1) 一般管理				
ア 推進体制の整備				
イ エネルギーの使用に関するデータ管理				
ウ 運転管理				
エ 保守及び点検				
(2) ボイラー・工業炉・空調・照明等設備の運用改善				
ア 燃料の燃焼の合理化(燃焼設備)				
イ 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化(熱利用設備)				
ウ 排熱の回収利用(排熱回収設備)				
エ 熱の動力等への変換の合理化				
オ 放射、伝熱、抵抗等によるエネルギーの損失の防止(熱利用設備並びに受変電設備及び配電設備)				
カ 電気、熱等への変換の合理化(電気使用設備)				
キ エネルギー管理システム(EMS)等の採用				
(2) 設備導入等による措置				
(1) ボイラー・工業炉・空調・照明等設備への省エネ技術の導入(設備改善を含む)				
ア 燃焼設備				
イ 熱利用設備				
ウ 排熱回収設備				
エ 発電専用設備、コージェネレーション設備				
オ 電気使用設備				
カ 空調調和設備				
キ 給湯設備、換気設備、昇降設備等				
ク 照明設備				
(2) その他の排出抑制措置				
ア 再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの活用				
イ 余剰蒸気の活用等				
ウ エネルギー使用合理化に関するサービス提供事業者の活用				
(3) 自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出を抑制するための措置				
ア 推進体制の整備及び日常的な管理				
イ 低燃費車の導入				
ウ エコドライブの推進				
(4) その他の措置				
ア 環境物品等の選択				
イ 廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用その他資源の有効利用				
業務活動に伴い、自動車多発する者が当該自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出を抑制するための措置				
(1) 一般管理				
ア 推進体制の整備				
イ エネルギー使用に関するデータ管理				
ウ 自動車の使用管理				
エ 自動車の適正な使用管理				
(2) 自動車輸送の運用改善				
ア 低燃費車の導入等				
イ エコドライブの推進				
(3) トラックにおける措置				
ア 効率的な輸送経路による運行				
イ 輸送回数の縮減				
ウ 輸送能力の効果的な活用				

	(平成)年度				実施予定時期
	実施・導入状況				
	実施・導入可能な箇所・設備で全て	部分的には実施・導入	対策は実施・導入できない	該当なし	
温室効果ガス排出抑制措置					実施予定なし (平成)年度 (平成)年度 (平成)年度
(4) バスにおける措置					
ア 輸送能力の効果的な活用					
(5) タクシーにおける措置					
ア 効率的な走行ルートを選択					
イ 回送距離や空車走行の縮減					

※ 運用可能箇所・設備で全て実施・導入……全ての箇所や設備で実施・導入済み
 部分的には実施・導入……一部の箇所や設備で実施・導入済み
 実施・導入していない……実施・導入できる状態だが、実施・導入していない
 実施・導入できない……費用や設備等の理由により実施・導入できていない
 該当なし……実施・導入できる箇所や設備がない

関係法令抜粋

2「建築物環境配慮計画書」に係る条例・規則の抜粋

(項15~20)

■徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例

(建築物環境配慮計画書の作成等)

第三十二条 規則で定める規模以上の建築物の新築若しくは規則で定める規模以上の改築又は建築物の規則で定める規模以上の増築をしようとする者は、規則で定めるところにより、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため実施しようとする措置その他の建築物の環境配慮に関する事項を定めた計画書(以下「建築物環境配慮計画書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により建築物環境配慮計画書を提出した者は、当該建築物に係る工事が完了するまでの間に、当該建築物環境配慮計画書の内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 3 第一項の規定により建築物環境配慮計画書を提出した者は、当該建築物に係る工事が完了したときは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。
- 4 建築物の新築、改築又は増築をしようとする者(第一項に規定する者を除く。)は、規則で定めるところにより、建築物環境配慮計画書を作成し、知事に提出することができる。
- 5 前項の規定により提出された建築物環境配慮計画書の内容の変更及び当該建築物に係る工事の完了については、第二項及び第三項の規定を準用する。
- 6 前各項の規定は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十八条の規定により同法第三章第一節の規定を適用しないこととされる建築物には、適用しない。

■徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例施行規則

(建築物の規模等)

- 第十五条** 条例第三十二条第一項の規則で定める規模以上の建築物は、床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物とする。
- 2 条例第三十二条第一項の規則で定める規模以上の改築は、改築に係る部分の床面積の合計が二千平方メートル以上の改築とする。
 - 3 条例第三十二条第一項の規則で定める規模以上の増築は、増築に係る部分の床面積の合計が二千平方メートル以上の増築とする。

(建築物環境配慮計画書の作成等)

第十六条 条例第三十二条第一項の規定による建築物環境配慮計画書の作成は、気候変動対策指針に基づき、建築物環境配慮計画書(様式第四号)により行うものとする。

- 2 条例第三十二条第一項の規定による建築物環境配慮計画書の提出は、工事の着手予定日の二十一日前までに、建築物環境配慮計画書に建築物の環境性能(環境への負荷の程度との対比における建築物の性能をいう。)に関する評価(気候変動対策指針に定める方法によるものに限る。)を行った結果を記載した書面を添付して行うものとする。
- 3 前二項の規定は、条例第三十二条第四項の規定による建築物環境配慮計画書の作成及び提出について準用する。

(建築物環境配慮計画書の変更の届出)

第十七条 条例第三十二条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、建築物環境配慮計画変更届出書(様式第五号)により行うものとする。

(軽微な変更)

- 第十八条** 条例第三十二条第二項ただし書(同条第五項において準用する場合を含む。)の規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する変更とする。
- 一 建築物の床面積の変更を伴わないものであること。
 - 二 温室効果ガスの排出の抑制等を図るための措置の変更を伴わないものであること。

(工事の完了の届出)

第十九条 条例第三十二条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、工事の完了の日後十五日以内に、工事完了届出書(様式第六号)により行うものとする。

(表)
建築物環境配慮計画書

年 月 日

徳島県知事 殿

提出者 住 所
氏 名
④
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例第32条第1項（第4項）の規定により、次のとおり提出します。

建築物の名称					
建築物の所在地					
工事の種類別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 増築				
工事着手予定年月日	年 月 日				
工事完了予定年月日	年 月 日				
用途及び規模	用途	規模（延べ面積）			
				m ²	
				m ²	
				m ²	
敷地面積	m ²	建築面積	m ²	延べ面積	m ²
構造		高さ	m	階数	地上 階、地下 階

(裏)

温室効果ガスの排出の抑制等を図るための措置	熱の損失の防止に関する事項	(概要)
	エネルギーの効率的な利用に関する事項	(概要)
	再生可能エネルギーの導入に関する事項	(概要)
	未利用エネルギーの導入に関する事項	(概要)
	その他	(概要)

連	担当部署	名 称	
		所 在 地	
絡	担 当 者 名		
	電 話 番 号		
	フ ァ ク シ ミ リ 番 号		
	電 子 メ ー ル ア ド レ ス		
本計画書の内容の公表に関する同意		<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない	

備考

- 1 提出者の氏名（法人にあっては、代表者の氏名）を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 2 「工事の種類別」欄及び「本計画書の内容の公表に関する同意」欄は、いずれか該当する□にレ印を記入すること。
- 3 「用途及び規模」欄は、改築の場合にあっては改築に係る部分について、増築の場合にあっては増築に係る部分について記載すること。

様式第5号（第17条関係）

建築物環境配慮計画変更届出書

年 月 日

徳島県知事 殿

届出者 住 所
氏 名
 ④
 〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例第32条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

建築物の名称		
建築物の所在地		
工事着手予定年月日		年 月 日
工事完了予定年月日		年 月 日
変更しようとする事項	変更前	
	変更後	
変更の理由		
本届出の内容の公表に関する同意		<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない

備考

- 届出者の氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 「本届出の内容の公表に関する同意」欄は、該当する□にレ印を記入すること。

様式第6号（第19条関係）

工事完了届出書

年 月 日

徳島県知事 殿

届出者 住 所
氏 名
 ④
 〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例第32条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

建築物の名称		
建築物の所在地		
工事完了年月日		年 月 日
連	担当部署	名称
		所在地
先	担当者名	
	電話番号	
	ファクシミリ番号	
	電子メールアドレス	
本届出の内容の公表に関する同意		<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない

備考

- 届出者の氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 「本届出の内容の公表に関する同意」欄は、該当する□にレ印を記入すること。

関係法令抜粋

3 「環境に配慮した自動車の運転等を推進する者の選任等」に係る条例・規則の抜粋
(項21～22)

■徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例

(環境に配慮した自動車の運転等を推進する者の選任等)

第三十八条 事業活動に伴い相当程度多い自動車を管理する者として規則で定めるものは、規則で定めるところにより、その管理する自動車を使用する者が環境に配慮した自動車の運転等をすることを推進する者を選任し、その氏名その他必要な事項を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、その従業員に対する研修その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する取組を実施するよう努めなければならない。

3 事業活動に伴い自動車を管理する者(第一項の規則で定める者を除く。)は、規則で定めるところにより、その管理する自動車を使用する者が環境に配慮した自動車の運転等をすることを推進する者を選任し、その氏名その他必要な事項を知事に届け出ることができる。

4 第二項の規定は、前項の規定による届出をした者について準用する。

■徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例施行規則

(環境に配慮した自動車の運転等を推進する者の選任等)

第二十一条 条例第三十八条第一項の規則で定める者は、事業の用に供する自動車(使用の本拠の位置を県内に登録しているもの又は県内の市町村の交付する標識(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十六条第三項に規定する場合における当該標識をいう。)を付しているものであって、専ら自己の使用のために保有するものに限る。)を五十台以上管理する者とする。

2 条例第三十八条第一項の規定による届出は、選任届出書(様式第七号)により行うものとする。

3 前項の規定は、条例第三十八条第三項の規定による届出について準用する。

様式第7号(第21条関係)

選任届出書

年 月 日

徳島県知事 殿

届出者 住 氏 所 名

④
(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例第38条第1項(第3項)の規定により、次のとおり届け出ます。

自動車の主な管理場所		
エコドライブ推進員の 役 職 及 び 氏 名	役 職	氏 名
管 理 す る 自 動 車	自動車(原動機付 自転車を除く。)	台
	原動機付自転車	台
エコドライブに係る 研 修 の 実 施		
上記以外の温室効果ガスの 排 出 の 抑 制 等 に 資 す る 取 組		
連 絡 先	担 当 部 署	名 称
		所 在 地
	担 当 者 名	
	電 話 番 号	
	フ ァ ク シ ミ リ 番 号	
	電 子 メール ア ド レ ス	
本届出の内容の公表に関する同意	<input type="checkbox"/> 同意する	<input type="checkbox"/> 同意しない

- 備考
- 届出者の氏名(法人にあっては、代表者の氏名)を自署する場合は、押印を省略することができる。
 - 「エコドライブ推進員の役職及び氏名」欄は、徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例第38条第1項又は第3項の規定により選任した者を1人以上記載すること。
 - 「管理する自動車」欄は、事業の用に供する自動車(使用の本拠の位置を県内に登録しているもの又は県内の市町村の交付する標識を付しているものであって、専ら自己の使用のために保有するものに限る。)の数を記載すること。
 - 「エコドライブに係る研修の実施」欄は、徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例第38条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により実施する従業員に対する研修の実施状況を記載すること。
 - 「本届出の内容の公表に関する同意」欄は、該当する口にレ印を記入すること。